



一般社団法人北区薬剤師会入会のご案内

1 北区薬剤師会の沿革と活動

昭和38年に保健所内に薬務係支部として誕生した北区薬剤師会は、昭和52年に念願の北区薬業会館の設立、昭和56年に公益社団としての認可を得て、昭和62年に現在地へ新会館を設立し、平成25年4月より一般社団法人の認可を受け、現在へと至っております。

公益性の高い一般社団法人として医薬分業を通じて地域医療の向上のために、そして高齢化社会の中で人々の健康への関心が高まる中、薬剤師としての職務を遺憾なく発揮し健康な社会作りに貢献した活動を行っております。

2 会員の特典・制度(A・B会員)

- (1) 日薬雑誌・都薬雑誌の配布
- (2) 薬剤師賠償責任保険への加入
- (3) 日薬・都薬・北薬主催の講習会・研修会への参加
- (4) 備蓄薬品・情報管理センター(医薬品小分け等)の利用
- (5) 注射針回収事業への参加
- (6) 薬剤師年金への加入
- (7) 薬剤師国民健康保険(東京都薬剤師国民健康保険組合 TEL:03-3874-7411)への加入
- (8) 日薬共済の利用
- (9) 薬剤師ローンの利用

※ 会員種別によりご利用できない場合があります。詳しくは事務局までお問い合わせください。

3 会員の種別

- (1) A会員 (薬局等の管理薬剤師、店舗を代表する立場の薬剤師)
店舗毎に一人は店舗代表会員としてA会員が必要となります。二人目以降の勤務薬剤師はB会員となります。
- (2) B会員 (A会員を有する店舗の勤務薬剤師、病院勤務の薬剤師等)
A・B会員は北区薬剤師会と同時に東京都薬剤師会・東京都薬剤師連盟・北区薬剤師連盟に加入します。
- (3) C会員 (北区薬剤師会の会員資格のみ、店舗に勤務しない薬剤師等)
- (4) 特別会員 (総会等への参加資格はない。会員向けサービスを楽しむ組織等)

4 入会にかかる諸費用と会費について

- (1) 会費額(単位 円、すべて年会費)

	都薬会費	都連盟会費	北薬会費	北薬連盟会費	合計年会費
A会員	74,000	24,000	36,000	2,400	136,400
B会員	35,000	9,000	9,600	600	54,200
C会員			9,600		9,600

※ 都薬会費には日薬会費を含みます。

(2) 入会金

店舗代表会員であるA会員のみ入会時に北区薬剤師会会費5年分に相当する額(180,000円)を入会金として申し受けます。

(3) 社会保険部会費

処方せんを応需している薬局には、応需する処方枚数に応じて社会保険部会費を申し受けます。(右表参照)

社会保険部会費は前年1～12月の平均処方枚数に応じて決定され、原則として1年間は同額となります。ただし、極端な応需枚数の変更がある場合、理事会において検討され、適切な額へ変更いたします。

また、新規入会時は便宜上、月額3,000円の3ヵ月分として9,000円を申し受け、3ヵ月の平均枚数により残月分の会費を決定いたします。

(4) 納入方法

会費は原則として年会費を当会指定口座への一括振り込みといたします。

A会費のみ、毎月11,400円(3月分は11,000円)の分納を選択することができます。

振り込み手数料は会費納入者の負担と致しますが、当会では会員の便宜を図るため、各種会費、社会保険部会費、医薬品購入代、保険料等を合算して月1回の口座自動引き落としを行います。自動引き落としを選択した場合のみ、引き落とし手数料を当会で負担いたします。

A会員の中途での入会もしくは退会時には、北薬会費は月割りで、日薬・都薬会費は各会の規定で計算し、残額は一括で清算致します。

当会の上部団体である日本薬剤師会・東京都薬剤師会及び各薬剤師連盟会費は年会費を2期もしくは3期に分けての分納になり、中途の入退会の計算も各会の計算方法に準じます。

B・C会費は年会費を一括払いとなります。また、中途退会であっても返金は致しません。

社会保険部会費一覧

A	100枚/月まで	100円/月
B	200枚/月まで	1,000円/月
C	300枚/月まで	2,000円/月
D	400枚/月まで	3,000円/月
E	500枚/月まで	4,000円/月
F	600枚/月まで	5,000円/月
G	700枚/月まで	6,000円/月
H	800枚/月まで	7,000円/月
I	900枚/月まで	8,000円/月
J	1000枚/月まで	9,000円/月
K	1100枚/月まで	10,000円/月
L	1200枚/月まで	11,000円/月
M	1300枚/月まで	12,000円/月
N	1400枚/月まで	13,000円/月
O	1500枚/月まで	14,000円/月
P	1501枚/月以上	15,000円/月

薬剤師会へ処方枚数を報告いただけない場合は15,000円/月を申し受けます。

5 入会に際してのお願い

(1) 当会事業へのご理解とご協力をお願い

当会では注射針回収事業、休日薬局事業、災害時の安否確認・機能確認システム、備蓄薬品管理センター事業、医薬品在庫検索システム、近隣の広域病院への処方応需薬局分布地図の配布など、地域住民、地域医療、地区内会員薬局に対して公益性の高い事業を行っております。

これらの事業を運営し、また継続するためには経費はもとより、多大なマンパワーを必要とします。特に休日薬局事業では会員薬局さんの協力なしには行えません。

これらの事業を継続するためにも会員薬局さんすべての協力が不可欠となります。当会の目的及び事業をご理解のうえ、ご協力をお願い致します。

一般社団法人北区薬剤師会
東京都北区王子2-3-1 北区薬業会館内
Tel 03-3914-5171 FAX 03-3914-9976

会長 野口 修